

令和2年12月号(広告)  
2020年12月1日発行  
三宅税理士法人  
代表社員 三宅孝治  
(中国税理士会 倉敷支部会員)  
倉敷市中島2370番地14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
第163号  
発行担当者 三宅実見子

事務所通信 一期一会

# Progress ~進歩~

12月、例年であればクリスマスやお正月に向けて賑わいが出てくる時期ですが、今年は規模が縮小されいつものとは違う装いになりそうですね。まだまだ気を抜けない日々が続くそうですが、今年も残り一カ月、無事に終えて新年を良い形で迎えられるようにしていきたいものです。さて今回のテーマは「教育資金や子育て資金の一括贈与の非課税制度」です。ご家族でお集りになれる方は年末年始の話の種にするのも良いかもしれません。

## ★ 今月のテーマ：教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度 ★

平成25年度法制改正により、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」が、また、平成27年度法制改正により、「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」がそれぞれ新設されました。これらの制度は、直系尊属である父母や祖父母などから子や孫などに対して、教育又は結婚・子育てに用途を限定した資金を一括贈与することにつき、贈与税が非課税となる制度です。教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合、一定の金額は非課税となります。

### 🐻 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

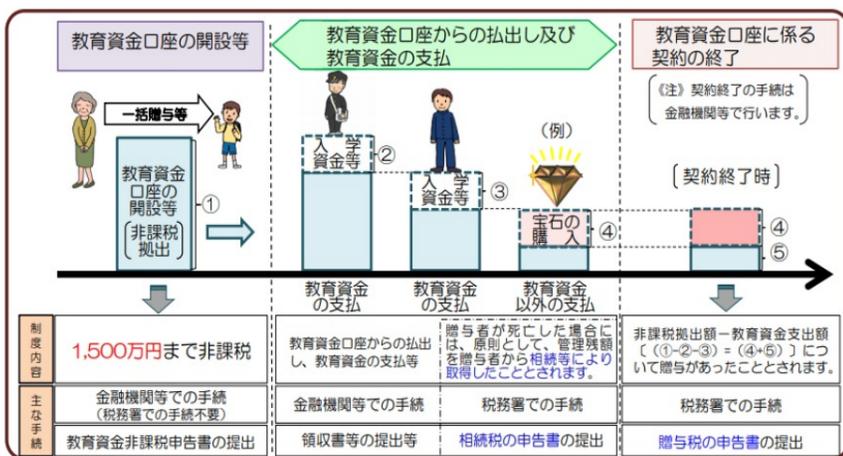
平成25年4月1日から令和3年3月31日までの間(延長検討中)に、30歳未満の孫などが、教育資金に充てるため、金融機関等との教育資金管理契約に基づき、祖父母など(直系尊属)から信託受益権を付与された場合や金銭等の贈与を受けて銀行等に預入をした場合などには、孫などごとにそれらの信託受益権等の価額のうち1,500万円までが非課税となります。ただし、孫などの信託受益権等を取った日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この非課税の適用を受けることができません。この非課税の適用を受けるためには、教育資金管理契約の際に「教育資金非課税申告書」を金融機関等を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。また、金融機関等から金銭等の払出し及び教育資金の支払を行った場合には、教育資金の支払に充てた領収書などを一定の期限までに金融機関等へ提出する必要があります。

### 教育資金とは？

- 学校等に対して直接支払われる金銭  
 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学(園)試験の検定料など  
 学用品の購入費、修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
- 学校等以外の者に対して直接支払われる金銭で教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるもの(非課税枠は500万円まで)

- <イ 役務提供又は指導を行う者に直接支払われるもの>  
 教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など  
 スポーツ(水泳、野球など)又は文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画など)その他教養の向上のための活動に係る指導への対価などの役務の提供又は指導で使用する物品の購入に要する金銭
- <ロ イ以外(物品の販売店など)に支払われるもの>  
 に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの  
 通学定期券代、留学のための渡航費などの交通費

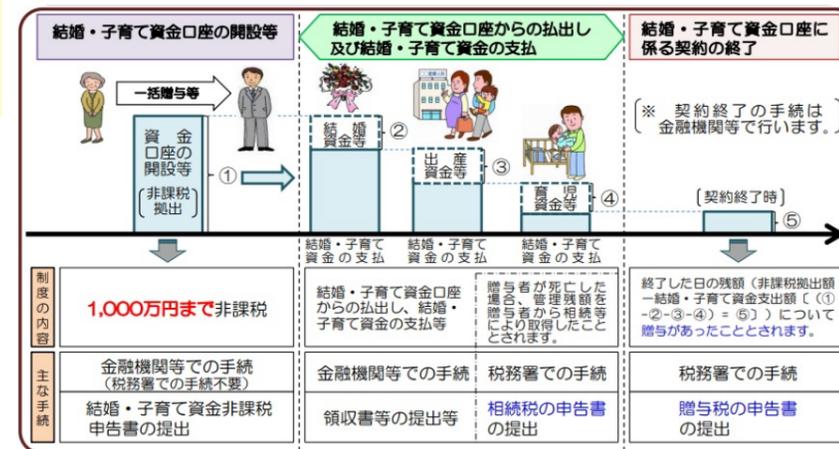
(注)令和元年7月1日以後に支払われる上記の金銭で、受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるものについては、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限ります。



なお、教育資金管理契約期間中に教育資金の贈与をした者が死亡した場合で、その贈与をした者からその死亡前3年以内に取得した信託受益権等についてこの非課税の適用を受けたことがあるときは、**相続税の申告が必要となる場合があります**。孫などが23歳未満の場合など一定の場合には**相続税の対象にはなりません**。また、孫などが30歳に達したことなどにより教育資金管理契約が終了した場合には、**贈与税の申告が必要となる場合があります**。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)に掲載されています「祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」をご覧ください。

### 👨‍👩‍👧 父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

平成27年4月1日から令和3年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の子などが、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との結婚・子育て資金管理契約に基づき、父母など(直系尊属)から信託受益権を付与された場合や金銭等の贈与を受けて銀行等に預入をした場合などは、子などごとにそれらの信託受益権等の価額のうち1,000万円までが非課税となります。ただし、子などの信託受益権等を取った日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この非課税の適用を受けることができません。この非課税の適用を受けるためには、結婚・子育て資金管理契約の際に「結婚・子育て資金非課税申告書」を金融機関等を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。また、金融機関等から金銭等の払出し及び結婚・子育て資金の支払を行った場合には、結婚・子育て資金の支払に充てた領収書などを一定の期限までに金融機関等へ提出する必要があります。



### 結婚・子育て資金とは？

- 結婚に際して支払う金銭(300万円限度)  
 挙式費用、衣装代等の婚礼(結婚披露)費用  
 (婚姻の日の1年前の日に後に支払われるもの)  
 家賃、敷金等の新居費用、転居費用  
 (一定の期間内に支払われるもの)
- 妊娠、出産及び育児に要する次のような金銭  
 不妊治療・妊婦健診に要する費用  
 分べん費等・産後ケアに要する費用  
 子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料  
 (ベビーシッター代を含む)など



なお、結婚・子育て資金管理契約期間中に結婚・子育て資金の贈与をした者が死亡した場合には、**相続税の申告が必要となる場合があります**。教育資金の一括贈与とは異なり、3年経過の有無に拘らず管理残額(契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税拠出額2から結婚・子育て資金支出額3を控除した残額)全てが相続税の対象となります。また、子などが50歳に達したことなどにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、**贈与税の申告が必要となる場合があります**。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)に掲載されています「父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」をご覧ください。

\* 今回の教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度の話ですが、いずれも本来必要の都度、直接これらに充てるためのものは非課税となっています。(例えば祖父母が直接学校や塾に授業料などを振込する場合は非課税。)一括贈与がしたい方の為の制度です。贈与者がなくなるまでに使いきれなかった場合相続税の対象となることがありますので、具体的な取扱いに付きましては弊社までご連絡ください。

### 【新型コロナウイルスに関する給付金や特例措置の期限等】

前回事務所通信内面にて新型コロナウイルスに関する給付金や特例措置の提出期限等のご案内をさせて頂いておりましたが、改めてご案内をさせて頂きます。

		支援制度
申請期限	令和3年1月15日まで	家賃支援給付金
	令和3年1月31日まで	持続化給付金
適用期間	令和3年度	固定資産税等の減免措置
	令和3年2月末日まで	雇用調整助成金の特例
	令和3年2月1日まで	納税猶予の特例 社会保険料の納付猶予の特例

### 【税務相談チャットボット(年末調整)が始まりました】

今年の春に試験導入されており、「チャットボット」が帰ってきました。所得税の確定申告や年末調整に関する疑問は、チャットボットの税務職員ふたばにお気軽にご相談ください。医療費控除や住宅ローン控除などお問い合わせが多いご質問について、入力いただくと自動回答します。土日、夜間でもご利用いただけます。チャットボットとは、「チャット(会話)」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、ご質問したいことをメニューから選択するか、自由に文字で入力いただくと、AI(人工知能)を活用して自動で回答してくれます。

年末調整のご相談は 令和2年10月28日から  
所得税の確定申告のご相談は 令和3年1月中旬から

税に関する疑問は、  
AIチャットボットの  
ふたばに  
ご相談ください。  
税務職員ふたば 24時間いつでもご利用いただけます。  
※メンテナンス期間があります。

### < Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：Vision  
 今月の開催日は12月10日(木)です。  
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
12月10日(木)	10・11・12・1月決算法人様	12月4日(金)
1月21日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月15日(金)

2月以降の開催日は未定となっております。

安心してご参加いただくために、コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています。

### < 12月カレンダー >

10	木	*経営計画書作成セミナー：Vision *11月分源泉所得税・住民税の納付期限
31	木	*10月決算法人の確定申告・納付期限 *4月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の7・1月決算法人)

※年末年始の為、申告・納付期限は令和3年1月4日(月)となります

### < 冬期休暇のお知らせ >

12月29日(火)～1月5日(火)まで、勝手ではございますがリフレッシュ休暇を頂きます。ご迷惑をお掛けしますが、宜しくお願い致します。